

村内で起業される方・村内で事業を営む事業者の皆さまへ

# 2025年度 がんばる事業者応援事業補助金のご案内

村では、村内で新たに起業される方（新規起業者）や村内で既に事業を営んでいる方（既事業者）の事業活動の維持及び持続的な発展を図るため、地域産業の活性化、移住・定住の促進、新たな雇用の創出に資する取り組みを予算の範囲内で支援します。

## 1. 補助金の内容

A. 創業・開発に対する支援（業種によっては対象とならない場合があります。）

補助メニュー	対象区分	補助率	限度額
① 村内で新たに事業を開始する場合、又は事業承継を行い事業を開始する場合	新規起業者	4分の3	200万円
② 新たな分野への進出や現在の事業の拡大を行う場合	既事業者	2分の1	50万円

\*事業の拡大とは、売上の向上若しくは事業の効率化・省力化のための設備改修又はIT機器等を導入すること。

## 2. 対象経費

施設改修費、設備費、専門家謝金、旅費、委託費、広告宣伝費など

\*上記経費について、審査の中で対象外とさせていただく可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

## 3. プレゼン選考

選考は、下記の着眼点より審査を行いますので、資料作成・プレゼンの内容の参考にしてください。

1. 整合性：地域産業の活性化、移住・定住の促進、新たな雇用の創出につながるか。
2. 具体性：事業の手法・内容等が明瞭で効果的かつ効率的なものか。
3. 実現性：事業計画は実現可能なものか。
4. 適格性：経費の積算は適切か。
5. 継続性：事業の継続性があり、将来の発展が期待できるか。

## 4. 補助金交付スケジュール

### 全補助メニュー共通

事前審査申請：6月13日（金）まで



選定審査会ヒアリング：6月下旬予定（注）申請者によるプレゼンテーション審査を行います。



交付申請の可否決定：7月上旬予定



交付申請：8月30日まで



交付決定：8月上旬予定



事業着手：交付決定以降



（注）交付決定前（4月1日以降）に事業着手する場合は、事前に届出が必要です。  
ただし、交付決定前に事業が完了しているものについては認められません。

補助金の支払（概算払）：事業の実施上必要と認められた場合は交付決定額の3分の2を概算払として交付します。



事業完了



実績報告：事業完了から30日を経過した日又は2026年3月31日のいずれか早い日まで



補助金の確定



補助金の支払（精算払）

## 3. その他（注意事項）

過去3年以内に当該補助金の交付を受けた方は対象外となります。ただし、別の事業区分へ申請する場合はこの限りではありません。

また、申請を考えている方は、必ず事前にご相談ください。

■補助金制度の詳細や申請に必要な書類等、詳しくは下記までお問い合わせください。

十津川村役場企画観光課

住 所：〒637-1333

奈良県吉野郡十津川村大字小原 225 番地の 1

TEL：0746-62-0004

FAX：0746-62-0210

E-mail：kankou@vill.totsukawa.lg.jp